

議案第 120 号

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊賀市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「伊賀市少子化対策推進委員会」を「伊賀市子ども・子育て会議」に改める。

(伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊賀市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「伊賀市少子化対策推進委員会」を「伊賀市子ども・子育て会議」に改める。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第3号中「従事した者」を「従事したもの」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項第9号中「認めた者」を「認めたもの」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。